

「放送を巡る諸課題に関する検討会第一次取りまとめ(案)」に対する意見

<全体>

ページ 番号	章	項目	意見
第一次 取りま とめ案 全体	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本取りまとめ案（以下、本案）は放送の役割について、「国民生活や社会、地域文化の発展に貢献するなど、我が国の社会経済文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在としてその地位を確立してきた」、「表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している」などと評価したうえで、今後の放送について「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」、「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要」と強調しています。「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」とも述べており、こうした放送を巡る認識に賛同いたします。</li> <li>● 日本の放送事業は、放送法で定められた諸規律を事業者の自主自律に委ねて十全に達成するという枠組みを基本として、国民・視聴者の多様なニーズに応える放送を形づくってきました。放送の役割を今後も維持し、視聴者利益を最大化するには、こうした枠組みを維持しつつ事業者の経営の選択肢を広げることが肝要であると、当連盟は確信しています。</li> <li>● 視聴者利益を実現・確保する仕組み・担い手として、今後も放送の役割を重視する一方、本案は「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要」、「新サービス・新事業の普及・展開は、(中略)サービスとしての経済性・収益性も念頭に置いて検討を行うことが必要」などと述べ、事業性の確保をあわせて重視しています。これは民間放送事業について極めて的を射た指摘であり、したがって今後の放送を巡る諸検討にあたっては、民放事業者の経営基盤の安定や、事業者の主体的な判断の尊重に重きを置くよう要望します。</li> <li>● 本案が指摘するとおり、地域経済の疲弊は地域に根差す事業者の足下を危うくしつつあり、情報通信技術（ICT）の進展によって放送の受信環境は様変わりしています。特に地方民放事業者は、厳しい経営環境が継続すると考えられるため、公益性の高い分野（難聴・難視聴解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の拡充など）については、今後の放送政策の検討にあたり、国の支援を強化していただくなどの特段の配慮を要望します。</li> <li>● 本案の第1章のとおり、インターネットなど情報通信技術（ICT）</li> </ul>

		<p>の発展に伴い、情報入手手段や入手可能な情報が多様化しています。こうした放送を巡る環境変化を踏まえ、民放事業者に対する諸規制は基本的に緩和の方向で検討することが適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟はかねてよりV-Lowマルチメディア放送と、AM放送事業者によるFM補完放送の両立を求めてきました。平成28年5月23日の検討会で行われた当連盟のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。V-Lowマルチメディア放送を新たな防災情報システムとして期待する地方自治体もあり、地域に必要な情報流通の確保の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むよう要望します。</li> <li>● 本案は論点が多岐にわたるため、今回、本意見書で言及した点、言及していない点のいずれについても、今後の検討に応じて、あらためて意見を述べたいと考えます。</li> </ul>
--	--	--

<ラジオ関係>

30	第3章	<p>(2) 地域に必要な情報流通の確保                  ②地域情報の確保                  ○ ラジオネットワークの強靱化・難聴対策  <u>ア 送信側における対策</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「既設FM局の放送区域外難聴の解消のための措置」として、ラジオの難聴解消のための補助対象の拡大などが期待されることであり、ルーラルエリアの情報格差を解消し、災害時の確実な情報伝達を確保する観点から、すみやかに措置されるよう要望します。</li> </ul>
30 / 34	第3章	<p>(2) 地域に必要な情報流通の確保                  ②地域情報の確保                  ○ ラジオネットワークの強靱化・難聴対策  <u>イ 受信側における対策</u></p> <p>○ 今後の検討課題                  ウ インターネットと連携した情報提供  <u>(イ)地域情報の受信環境整備 (スマートフォンによる地域情報の受信)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前記5月23日の検討会ヒアリングで、当連盟は、「FM放送とインターネットを組み合わせたハイブリッドラジオの実現を目指しており、FMチューナー搭載スマートフォン上のradiko.jpアプリでFM放送またはインターネット配信を切り替えて受信できるハイブリッドラジオの調査研究に着手しています。関係各位のご理解とご協力をお願いいたします」と要望しました。</li> <li>● FM補完放送対応受信機の普及推進や、スマートフォンをFM放送の受信機として活用する「ハイブリッドラジオ」について明記されたことは、当連盟の主張に沿ったものであり、歓迎します。特に「ハイブリッドラジオ」に関し、「ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で、大きな意義を有する」とされたことは極めて重要な視点であると考えます。またスマートフォンをFM放送の受信機として活用することは、通信に比べて輻輳がないことと電池の消費が少ないことから、災害時において国民の安心安全に資するものと考えます。</li> <li>● 行政はラジオ事業者とともに携帯電話事業者、メーカー等と意思疎通を図り、情報周知や働きかけを積極的に行うなど、FM補完放送対応受信機の普及やスマートフォンへのFMチューナー搭載などに力を尽くしていただくことを要望します。</li> </ul>
33	第3章	<p>(2) 地域に必要な情報流通の確保                  ②地域情報の確保                  ○ 今後の検討課題                  ア 今後のラジオの在り方  <u>(ア)FM補完放送のAM放送事業者の放送区域外への拡大</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● AM放送事業者の放送対象地域内であって放送区域外にある難聴解消のため、ギャップフィルター等の設置を可能とすることを検討する趣旨であり、ルーラルエリアの情報格差を解消し、災害時の確実な情報伝達を確保する観点から、適切と考えます。</li> </ul>
33	第3章	<p>(2) 地域に必要な情報流通の確保                  ②地域情報の確保                  ○ 今後の検討課題                  ア 今後のラジオの在り方  <u>(イ)AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」(平成25年7月)に続き、本案において「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」と言及し、AM放送の将来展望に関する検討の必要性が明記されました。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"><li>● 行政としてFM補完放送の送信受信環境の整備をさらに促進するとともに、AM放送の将来展望について、民放事業者の考え方や要望を十分に汲み上げ、すみやかに検討を開始することを要望します。</li></ul>
--	--	--	--

<テレビ関係／ラジオ・テレビ共通>

21 ／ 25	第3章	<p>(1)新サービスの展開 ① 放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ○ 放送とネットを連携させた高品質のサービスの提供による社会経済発展・地域課題の解決への貢献</p> <p>② 新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討 <u>○ 放送通信連携サービスと視聴者利益との関係</u></p>	<p>● 放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、過度な規制を設けないこと、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮するよう要望します。</p>
23 ／ 27	第3章	<p>(1)新サービスの展開 ① 放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ○ 視聴者のライフスタイルの変化に対応した地域コンテンツの配信</p> <p>④ 番組ネット配信と放送の関係の検討</p>	<p>● 地上テレビ放送の常時同時配信は、地域免許制度など放送制度の根幹との整合や、民放ネットワーク体制の在り方にかかわるものであり、コスト負担やビジネスモデルの観点からも課題が多いと考えます。</p>
27	第3章	<p>(1)新サービスの展開 <u>③ 今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開</u></p>	<p>● 地上テレビ放送の高度化は、地デジ化後も引き続き重要な課題であると認識しており、国の施策として、必要な研究開発を着実に実施することが肝要と考えます。さらに技術以外の課題も多いと考えられるため、長期的な視点で慎重な検討が必要と考えます。</p>
30 ／ 34	第3章	<p>(2)地域に必要な情報流通の確保 ②地域情報の確保 <u>○ テレビジョン放送のバリアフリー化</u></p> <p>○ 今後の検討課題 イ 視聴覚障害者向け放送の強化に係る検討</p>	<p>● 民放事業者は、障害者に対する情報バリアフリー化の一翼を担うことを強く認識し、字幕放送をはじめとする視聴覚障害者向け放送の拡充に努めているところです。今後、さらに視聴覚障害者向け放送を推進するにあたっては、国による総合的な施策が不可欠であり、技術開発や財政支援の強化を要望します。</p>
32 ／ 34	第3章	<p>(2)地域に必要な情報流通の確保 ②地域情報の確保 <u>○ 放送分野における多言語対応の強化</u></p> <p>○ 今後の検討課題 ウ インターネットと連携した情報提供 (ア) 多言語対応</p>	<p>● 放送分野における多言語対応に関しては、本家で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考えます。</p>
35	第3章	<p>(2)地域に必要な情報流通の確保 <u>③ 地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革</u></p>	<p>● マスメディア集中排除原則の緩和は、地方局を含む民放事業者の経営の選択肢の拡大、経営基盤の強化に資することから、これまで当連盟が要望してきたところです。本家で「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備の検討」が明記されたことは当連盟の主張に沿ったものであり、適切と考えます。前記制</p>

			<p>度整備に限らず、民放事業者の意見を踏まえ、民放事業者に対するマスメディア集中排除原則の緩和全般について検討を進めるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。</li></ul>
--	--	--	--

<NHK関係>

35	第3章	(3) <u>新たな時代の公共放送</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3章(1)、(2)はNHKも対象としていますが、例えば、地域コンテンツの提供に関して「自治体や地域産業等とも連携していくことが重要」としていることなどは、NHKの適切な事業運営に照らすと一定の条件や配慮が必要と考えます。NHKに無条件にお墨付きを与えるものではないことを明記すべきと考えます。</li> <li>● NHKの業務・受信料・経営の在り方について、一体的に改革を進めることは適切と考えます。NHKの業務・受信料・経営に関しては、「放送界全体に資する」との観点が必要であり、放送界全体のためのインフラ整備や研究開発、周知啓発活動などにさらに注力すべきと考えます。</li> <li>● 本案はガバナンス関連を除き、NHKの子会社、関連会社などに関する検討や記述が希薄であると考えます。</li> <li>● NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはならないと考えます。</li> </ul>
36 / 39	第3章	(3) <u>新たな時代の公共放送</u> ① <u>今後の業務の在り方</u> <u>○ メディアの多様化に対応したインターネットの本格的活用</u>  ② <u>今後の受信料の在り方</u> <u>○ インターネット時代への対応</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案が指摘した「受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、(中略)本格的実施を行うべき」との記述は、NHKインターネット活用業務の本格的実施、本格的活用の最低条件を示したものと考えます。</li> <li>● 本格的実施、本格的活用に含まれるであろう「NHKテレビ放送の常時同時配信」の最大の課題は、現行の受信料制度との整合性です。インターネット経由のNHK視聴に対する受信料負担などについて、NHKが自らの考え方を提示し、国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考えます。</li> <li>● NHKテレビ放送の常時同時配信に関しては「インターネット実施基準」の認可条件を踏まえ、技術や権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者の事業展開への影響に十分配慮するよう要望します。また、常時同時配信の検討にあたっては、NHKの地域放送義務(放送法81条1項2号)や地域免許制度など放送制度の根幹との整合を重視すべきと考えます。</li> <li>● 受信料財源と有料業務の区分の見直しに関しては、民放事業者等が実施しているインターネット配信事業への影響</li> </ul>

			に十分配慮するよう要望します。
38	第3章	(3) 新たな時代の公共放送 ① 今後の業務の在り方 <u>○ 業務の合理化、効率化</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受信料を主たる財源とするNHKが、既存業務の適切な評価、業務への反映状況を国民・視聴者に公表・提供することは当然であると考えます。「地域指標」の詳細を含め、幅広い情報が提供されるよう要望します。</li> <li>● NHK本体、子会社、関連会社などの業務範囲・業務内容に関し、NHKの目的や公正競争の確保などに照らして、その必要性や適正性を第三者が定期的にチェックする仕組みが必要と考えます。</li> </ul>
39	第3章	(3) 新たな時代の公共放送 ② 今後の受信料の在り方 <u>○ 受信料水準、事業収入支出の規模、支出の適正性について適時適切に評価・レビューを行う仕組みの構築</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受信料水準、事業収入支出の規模などについて、第三者によるチェック等の仕組みの構築が明記されたことは、NHKが社会の需要を真に反映した「業務範囲」および「適正規模」に向かうために必要であり、適切と考えます。</li> </ul>

<その他>

—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟が5月23日の検討会ヒアリングで要望した、①地域情報・コンテンツを海外発信するための国の継続的な支援、②災害時に放送を継続し続けるための非常時の燃料確保等、③BSによる4K・8K放送への国の強力な支援について、あらためて要望します。</li> </ul>
---	---	---	---